

維新政治を問う

日本社会は、なぜ刑法で賭博を禁じてきたのか。逆に、解禁しなければならぬのか。このことをあらためて考えなければならぬと思います。

経済的不利益も

たとえば、1950(昭和25)年に下された最高裁の判決は、賭博とは、偶然に幸運が舞い込んでくるこ



日での賭博への社会的合意だと思えます。では、なぜ解禁しなければならないのか。

道などのインフラを建設するための税金をつぎ込もうという魂胆が見え隠れしています。

運営業者は儲かる仕組みです。決して地元が潤うわけではありません。

とに期待することだとしてうえて、賭博は「健康で文化的な社会の基礎を成す動力の美風(憲法27条1項)」

カネの奪い合い

推進派の人たちは「カジノを合法化して観光産業の振興を」といいます。人々が集まる賑(にぎ)わいが

そもそもカジノでの儲け(もう)けというものは、

賭博をする人はギャンブラー。まっとうな人間ではない。賭博で財産を失っても本人の責任だ。他人が勝手に不幸になるのだから、放っておけばよい。そう考える人もいるからこそ、

「他人の不幸のうえに自分の幸福を築いてはならない」

という倫理観だけでなく、もたらず経済効果に期待し「国民経済の機能に重大な障害を与える恐れすらある」との経済的な不利益も指摘しています。これが今

賭けに負けた者から勝った者に賭け金が移動するだけの話です。勝った者もいつかは負ける。この繰り返しの話です。「おカネの奪い合いをする場所」を提供すること、カジノ運営業者の儲けとする。ギャンブラーが増えれば増えるほど、

「公共の福祉に貢献する」との理屈が必要になります。私は「他人の不幸のうえに自分の幸福を築いてはならない」と考えるので、こういう理屈にはとうてい賛成することができないのです。

阪南大学教授

桜田 照雄さん

(寄稿)